

# 群馬県立前橋東高等学校 部活動方針

平成30年5月19日

(令和元年5月20日一部改正)

(令和4年5月23日一部改正)

## 1 部活動の意義と活動方針設定の趣旨

本校の部活動は、スポーツや文化に興味・関心のある生徒が参加し、各部顧問の指導のもと、学校教育の一環として行われてきた。「広がる夢、君が挑戦するステージ！」のスローガンのもと、生徒一人ひとりが夢の実現にむけて逞しく挑戦し続ける意欲を育成するという教育目標を達成するために、学校部活動の充実継続を図る。

## 2 具体的な指導方針

### (1) 活動日及び活動時間について

#### ① 週当たりの休養日の設定

- ・週1日以上 of 休養日を設定する（時期によっては積極的休養も含む）。

※大会参加等により、やむを得ず週1日の休養日を確保できない場合は代替休養日を確保する。

#### ② 長期休業中の休養日の設定

- ・学期中の休養日の設定に準ずる。
- ・生徒の体調を把握し、疲労が蓄積しないよう配慮するとともに、ある程度長期の休養期間を検討する。

#### ③ 活動時間

- ・平日は、3時間以内とする。（ウォーミングアップ・クールダウンを含む）
- ・学校休業日（学期中の土・日曜日を含む）は、3時間程度とする。
- ・練習試合等で終日の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

※平日に合宿や大会、コンクール前練習等で、活動時間を延長する場合は保護者の承諾を得て実施する。

#### ④ 朝練習について

- ・練習の目的を明確にし、生徒及び保護者との連携を密にして実施する。
- ・生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮し実施する。

#### ⑤ その他

- ・年間スケジュールを作成し、シーズンオフに当たる期間には、土・日曜日の休養日設定も検討する。
- ・定期テスト1週間前より活動は、学習時間を確保するため原則禁止とする。  
ただし、大会等を直後に控えるような部活動については、保護者の承諾を得たうえでの実施を認める。なお、学習時間確保の観点から活動については、必要最小限の活動とする。

### (2) 安全対策について

- ① 事故等の未然防止のため、環境整備・安全点検を心がけ、安全に活動できる環境を

整える。

- ②生徒の健康状態を常に把握し指導に当たる。
- ③事故等発生時は、応急処置・救急車要請・管理職や保護者への報告等、初期対応を確実に実施する。

### (3) 経費について

- ①活動にあたる経費を生徒会費から補助する。
- ②各部において部費を徴収する場合は、金額については保護者の理解を得た上で決定する。
- ③帳簿を作成し、年度末に会計報告をする。監査は教頭及び保護者代表が行う。

## 3 その他

### (1) 外部指導者について

- ①顧問職員の負担軽減及び専門的指導を求める生徒・保護者の要望に応えるための外部指導者の活用は、校長と関係者の協議調整のもと依頼する。
- ②外部指導者の活用は、部活動が学校管理下での計画的教育活動であることを基本に顧問との役割分担等を明確にし、各部の状況を考慮し実施する。

### (2) 活動計画書・実績報告書の提出について

- ①毎月活動計画書を作成、管理職に提出する。(提出日：前月末まで)
- ②毎月実績報告書を管理職に提出するとともに、活動内容等を振り返る。

### (3) 部活動振興対策委員会について

- ①「部活動振興対策委員会」を開催し、各部の取組状況や課題を協議する。
- ②学校評議員会において、本校部活動の取組状況を報告し、指導助言を得る。

### (4) 体罰等の許されない指導の徹底

学校教育活動の一環として行われる部活動は、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁じられていることは当然である。よって、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は絶対にしない。また、させない。